

二次審査（実態調査）の簡素化について

対象業者

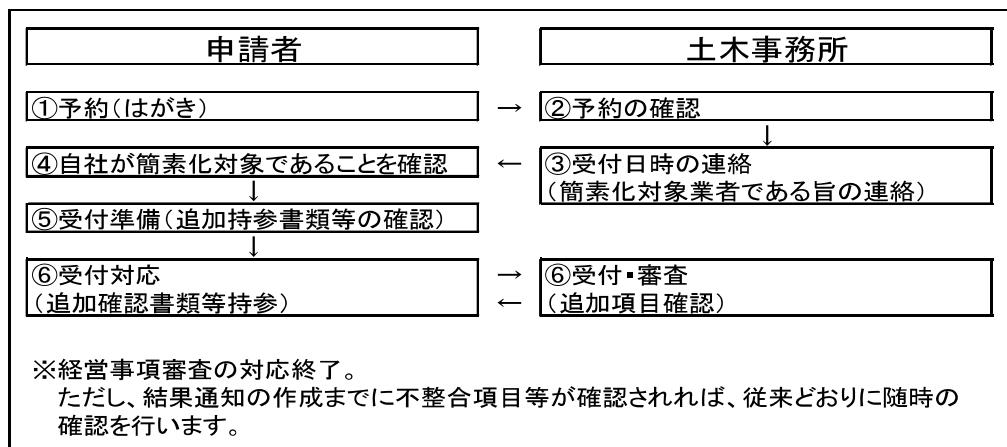
格付最下級の申請者等

※格付や完工工事高を考慮して総合的判断し、経審の予約後に土木事務所が連絡。

内容

二次審査（実態調査）を省略。代わりに一次審査（受付）時に確認項目を追加。

事務手順



一次審査にて追加確認する項目

- 1 技術職員等の常勤性確認
- 2 契約内容確認（公共と民間工事の請負金額の大きいもの3件ずつ：計6件）
- 3 工事実績の業種、業法違反等確認（専任工事と他工事の重複等）
- 4 完工工事高総額確認（消費税の課税標準額等との整合）

持参書類

※詳細は別途資料を参照

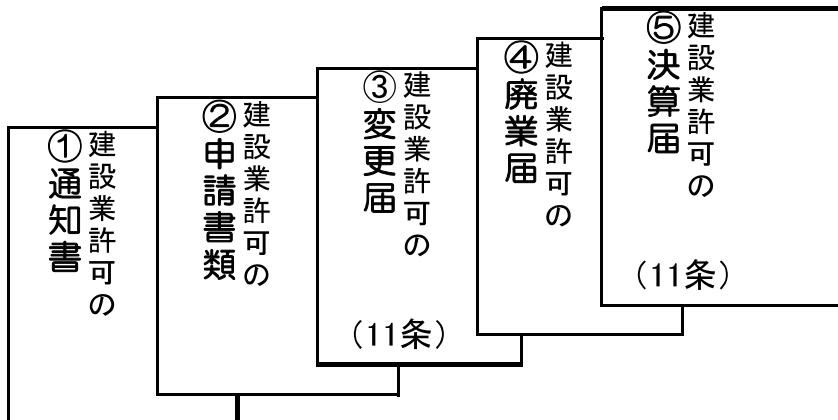
- ア 許可関係書類（①許可通知書、②許可申請書、③変更届、④廃業届、⑤決算届）
- イ 経営事項審査関係書類（①経審申請書類（今回分）、②経審申請書類の控（前年及び前々年度分）③経審結果通知書（前年及び前々年度分））
- ウ **技術者等常勤性確認書類**（①社会保険被保険者標準報酬決定通知書（隨時申請分も含む）、②出勤簿、③賃金台帳：技術職員及び2級経理等の職員全員のもの。①が確認される者については②及び③は持参不要）
- エ **契約関係書類**（①工事請負契約書、変更契約書、②注文書、変更注文書、③工事施工証明書（直前決算期間の完成工事のうち公共、民間工事の全業種で請負金額が大きいものからそれぞれ3件ずつ。計6件分））
- オ **決算関係書類**（①直前決算期の消費税の確定申告書及び同添付書類（税務署の受付印のあるもの。②電子申請した場合には申告受信通知メール（メール詳細））
- カ **入金確認書類**（①通帳、②元帳、③領収書（契約書類を持参した工事（民間工事の3件分）に關し入金が確認できるもの：1種類で確認ができるれば、①から③のいずれか一つでよい）

※記載内容の確認について簡素化するものであり、作成書類を簡素化するものではなく書類の作成方法に変更はありません。

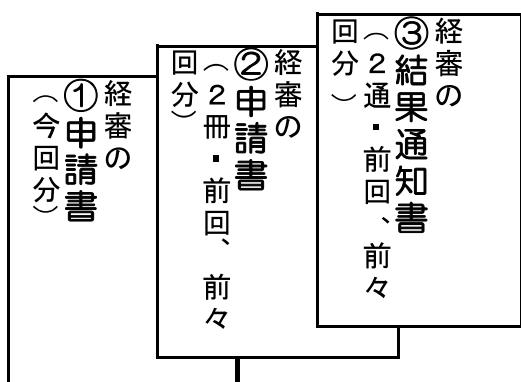
経営事項審査の簡素化受付時の持参書類

1 通常受付時にも持参する書類

ア 許可関係書類



イ 経営事項審査関係書類



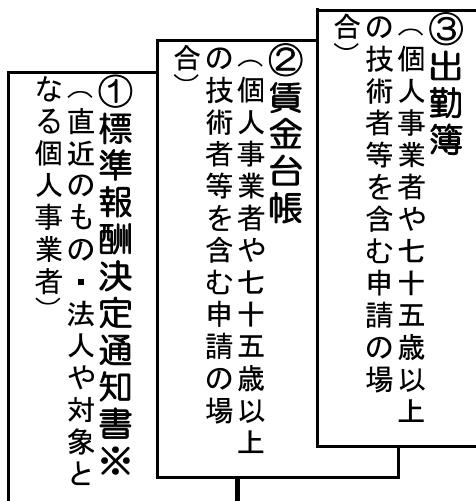
※標準報酬決定通知書とは、例年9月頃に日本年金機構より郵送で送付される通知で、社会保険の加入対象者毎に社会保険料の算定基礎となる「報酬月額の決定」を通知するもの

「算定基礎通知」とも言われ、社労士や団体に手続きを依頼している場合は、依頼先に送付されることもあるため、事前に確認のうえ写してもよいので持参すること。

なお、「標準賞与額決定通知書」と間違わないよう注意すること。

2 簡素化受付時に追加で持参する書類

ウ 技術者等常勤性確認書類



健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書					
被保険者登録番号	事業所番号	被保険者氏名	生年月日	種別	適用年月
1		高峰 花子	昭和33年10月3	第一種	H30.09 410 千円
5				第二種	H30.09 280 千円
7				第二種	H30.09 260 千円
12				第二種	H30.09 240 千円
14				第二種	H30.09 170 千円

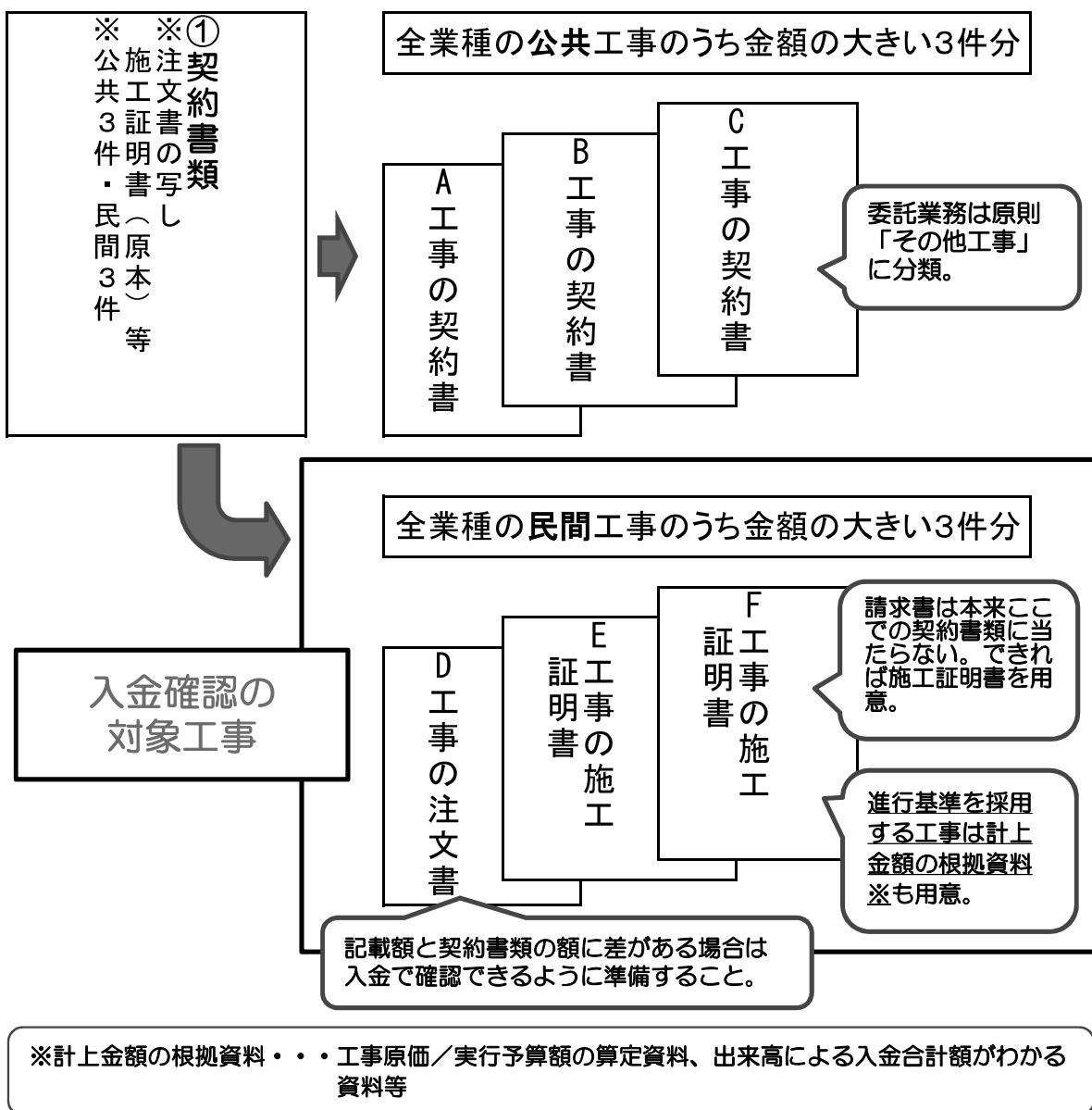
(見本)

被保険者登録番号
事業所住所
事業所名称
事業主氏名

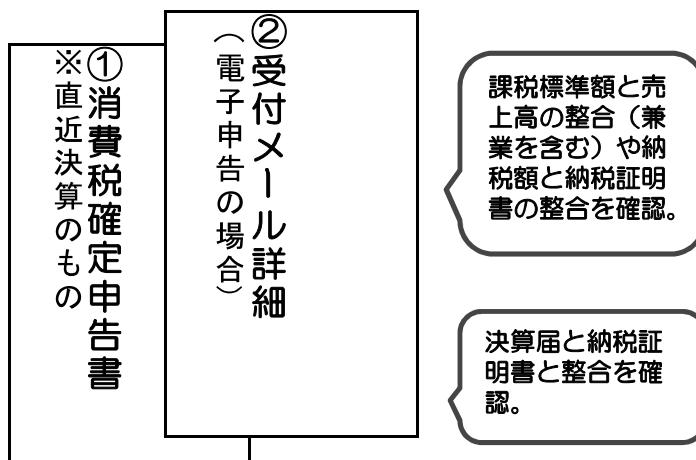
平成30年7月9日
上記のとおり標準報酬が決定されたので通知します。

日本年金機構理事長

工 契約内容確認書類

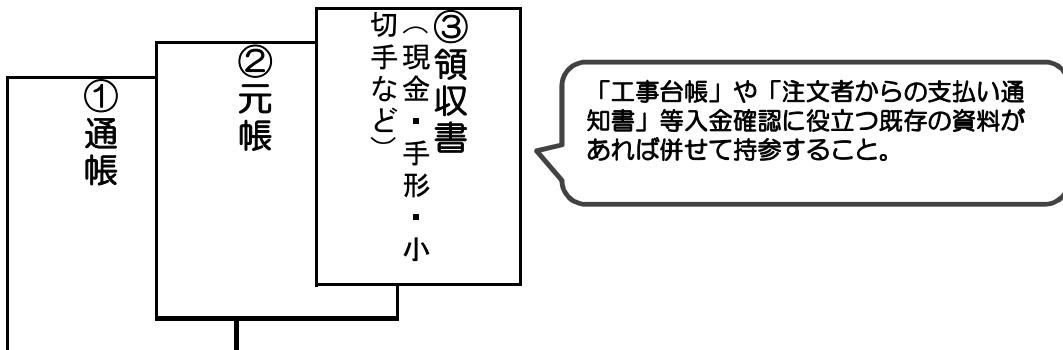


オ 決算関係書類



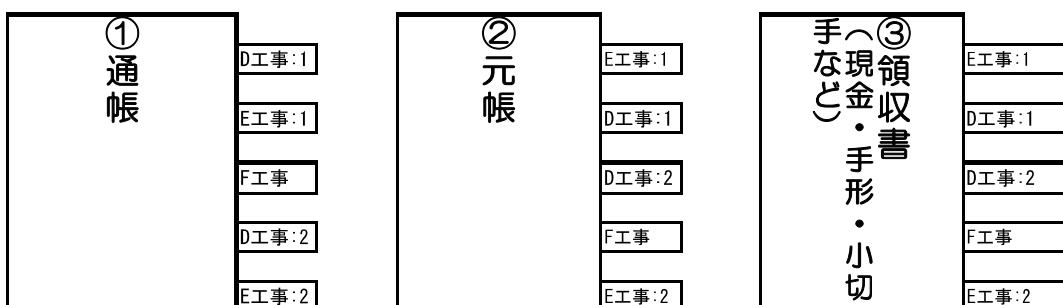
力 入金確認書類

※金額の大きい民間3件分の入金が確認できるもの
※①から③のいずれか1種類で入金が確認できれば、1種類でも可



事前に入金状況をチェックし、契約書類を準備している工事（民間工事：3件分）について、直ぐに入金状況を提示できるよう「付せん」等で印を付けるなど準備をしておくこと。

◎入金確認の準備の例



※その他、入金以外に相殺があれば、相殺の通知、明細書、領収書等も準備が必要。